

# 防火防災訓練災害補償等共済（事業方法書）

平成25年3月25日現在

（この共済の趣旨及び目的）

第1条 この共済は、市町村（特別区並びに市町村の一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。以下「市町村等」という。）又は市町村等の地域内の自主防災組織、婦人防火クラブ、少年消防クラブ等（以下「民間防火防災組織」という。）の行う防火防災訓練に参加した者（以下「補償等対象者」という。）が、当該訓練に起因する事故（以下「事故」という。）により傷害を受けた場合（傷害に起因する死亡を含み、疾病を含まない。以下同じ。）における当該補償対象者（以下「被害者」という。）に対して、市町村等が行う損害賠償及び災害補償（以下「補償等」という。）について、公益財団法人日本消防協会（以下「本会」といいます。）は市町村等に対し、てん補金を支払うなどにより、市町村等が防火防災訓練災害補償等の的確な実施を図ることにより、消防活動の強化、地域防災の向上等を図り、もって国民生活の安全、社会公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

（共済の種類）

第2条 本会が取扱う共済は、防火防災訓練災害補償等共済（以下「本共済」という。）とする。

（てん補金額）

第3条 本共済のてん補金額は、本共済契約約款第12条に定めるところによる。

（共済契約者及び被保険者の範囲）

第4条 本共済の共済契約者及び被保険者は、市町村等とする。

（契約の期間及び更新）

第5条 本共済の契約期間及び更新は、本共済契約約款第19条に定めるところによる。

（共済契約の申込み）

第6条 共済契約者は、本共済に加入しようとする場合は、本会所定の様式による共済加入申込書により申し込むものとする。

（被共済者の同意の確認）

第7条 本会は、共済契約者に対して、本共済の重要事項を記載した書面又はその他の適切な方法により本共済契約の内容の説明を行うことにより、本共済への加入について、共済契約者の同意があったことについて所定の様式による共済加入申込書に記名押印を行わせることにより確認を行う。

（掛金）

第8条 本共済の掛金は、本共済契約約款第21条に定めるところによる。

（掛金の收受）

第9条 本会は、共済契約の申込の内容に従い、掛金を次条に定める払込方法により共済契約者から收受する。

(掛金の払込)

第10条 掛金の払込方法は、金融機関等への振込扱とする。

2 本会は、本共済契約の掛金を領収した場合、掛金領収書の発行を省略する。但し、共済契約者から請求があった場合には、掛金領収書を発行する。

(共済契約申込みおよび掛金の払込に関するその他の取扱い)

第11条 共済契約者による契約申込み及び掛金の払込に関するその他の取扱いについては、本共済契約約款第17条、第22条及び第23条に定めるところによる。

(てん補金の支払)

第12条 本会は、本共済契約約款第4条から第14条までの規定に基づき、共済契約者に対して同第12条各号に定めるてん補金を支払う。

2 本会は、本共済契約約款に定める期日を超えててん補金を支払う場合には、その期日の翌日からてん補金支払日までの日数について、支払てん補金に年5分の割合により計算した遅延利息を支払う。

3 てん補金の支払に関するその他の事項は、本共済契約約款に定めるところによる。

(共済契約書の記載事項)

第13条 共済契約書に記載する事項は、本共済契約約款第20条第2項に定めるところによる。

(掛金の増額又はてん補金額の減額等)

第14条 本会は、その業務又は財産の状況に照らして本共済の継続が困難になる蓋然性がある場合には、以下に定める手続きを行うことにより、共済契約の掛金を増額し若しくはてん補金額を減額すること(以下、この条において「契約条件の変更等」という。)ができる。

一 契約条件の変更等につき理事会の決議を取得する。

二 前号に定める理事会の決議を取得した後、契約条件の変更等のために必要となる基礎書類(本共済の事業方法書、契約約款、掛金及び責任準備金の算出方法書をいう。以下同じ。)の変更につき、主務官庁の認可を取得する。

三 前号に定める主務官庁の認可を取得後、契約条件の変更等につき、共済契約者に通知する。なお、共済契約者に対する通知は、原則として契約条件の変更等の対象となる共済契約の共済期間満了日の2か月前までに行う。

(共済契約の失効)

第15条 共済契約の失効は、本共済契約約款第23条に定めるところによる。

(クーリング・オフ)

第16条 本会に対して共済契約又は加入の申込みをした者(以下「申込者」という。)は、共済契約又は加入の申込みをした日と共済契約又加入申込みの撤回又は解除(以下、この条において「クーリング・オフ」という。)に関する事項を記載した書面を交付された日とのいずれか遅い日から起算して8日以内に本会宛に発信した書面によって、当該共済契約のクーリング・オフを行うことができる。

2 前項の申込者が発信する書面には、クーリング・オフを行使する旨の意思表示、共済契約又は加入の申込みを行った年月日並びに申込者の団体名及び代表者名又は氏名、住

所を記載させた上、記名押印をさせるものとする。

3 本会は、クーリング・オフが行われた共済契約に関し掛金を収受しているときは、その全額をすみやかに申込者に返還する。

(てん補金額、共済の給付内容又は共済期間を変更する場合の取扱い)

第17条 本共済は、本事業方法書に定めるもののほか、てん補金額、共済の給付内容又は共済期間の変更の取扱いに関する事項につき定めを置かない。

(時効)

第18条 てん補金、掛金の返還及びその他本共済に関する一切の支払を請求する権利は、その支払事由が生じた時から3年間請求がないときは消滅する。

(防火防災訓練等還元事業)

第19条 本会は、本共済の事業として、本共済契約約款第5条から第13条に規定する補償等のてん補を行うほか、市町村等が行う防火防災訓練の適切な実施、その他消防活動の強化、地域防災の向上等を図ることを目的とした還元事業を行うことができる。

(福祉共済事業等運営委員会)

第20条 本会は、本共済事業の運営に関する重要事項について、本会において別に定める日本消防協会福祉共済事業等運営委員会規程に基づく同委員会において審議を行うものとし、

(異常危険準備金)

第21条 本会は、限度額に達するまで、毎事業年度末に異常危険準備金を積み立てるものとし、その積立基準および限度額は「掛金および責任準備金等の算出方法書」第2章第3条異常危険準備金の計算基礎および限度額のとおりとする。

(異常危険準備金の取り崩し基準)

第22条 前条の規定により積み立てた異常危険準備金の取り崩しは、認可特定保険業者等に関する命令(平成23年内閣府・総務省・法務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省第1号)第43条第7号に規定するところによるものとする。

## 附 則

(施行期日)

保険業法の一部を改正する法律(平成17年法律第38号)附則第2条第1項に基づく行政庁の認可を得、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年6月2日法律第50号)第106条第1項に定める公益財団法人の設立の登記の日から施行する。